

令和 7 年 第 19 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年10月20日

議 題

1 議題

議案第81号 選挙人名簿から抹消する者について

2 報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

3 その他

次回開催について

開催日時 令和 7 年11月20日（木） 10時00分～

開催場所 博多区役所 8階 応接室

議案第81号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
1, 098人

内 訳

死亡者	238人
市外へ転出後4箇月を経過した者	860人

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和7年10月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和7年10月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	2	2	4	11	8	19	0	0	0	13	10	23
2	奈良屋	3	3	6	27	31	58	0	0	0	30	34	64
3	御供所	0	2	2	5	2	7	0	0	0	5	4	9
4	大浜	1	1	2	26	13	39	0	0	0	27	14	41
5	千代第一	4	6	10	26	19	45	0	0	0	30	25	55
6	千代第二	9	3	12	4	1	5	0	0	0	13	4	17
7	吉塚	9	8	17	33	22	55	0	0	0	42	30	72
8	東吉塚	3	7	10	29	23	52	0	0	0	32	30	62
9	堅粕	5	1	6	28	28	56	0	0	0	33	29	62
10	東光	3	5	8	34	22	56	0	0	0	37	27	64
11	席田	2	1	3	10	12	22	0	0	0	12	13	25
12	月隈	10	13	23	16	9	25	0	0	0	26	22	48
13	東月隈	4	11	15	5	5	10	0	0	0	9	16	25
14	住吉	0	4	4	31	10	41	0	0	0	31	14	45
15	美野島第一	3	2	5	14	10	24	0	0	0	17	12	29
16	美野島第二	5	6	11	8	4	12	0	0	0	13	10	23
17	東住吉	1	3	4	37	29	66	0	0	0	38	32	70
18	春住	3	4	7	35	23	58	0	0	0	38	27	65
19	那珂第一	6	7	13	13	15	28	0	0	0	19	22	41
20	那珂第二	4	2	6	15	12	27	0	0	0	19	14	33
21	那珂第三	5	2	7	6	12	18	0	0	0	11	14	25
22	弥生	2	4	6	5	4	9	0	0	0	7	8	15
23	板付北	6	4	10	4	2	6	0	0	0	10	6	16
24	諸岡	3	3	6	5	6	11	0	0	0	8	9	17
25	板付	2	5	7	11	7	18	0	0	0	13	12	25
26	麦野	4	7	11	15	14	29	0	0	0	19	21	40
27	三筑北	1	1	2	5	6	11	0	0	0	6	7	13
28	三筑南	3	0	3	7	6	13	0	0	0	10	6	16
29	那珂南第一	8	5	13	12	16	28	0	0	0	20	21	41
30	那珂南第二	2	3	5	5	7	12	0	0	0	7	10	17
計		113	125	238	482	378	860	0	0	0	595	503	1,098

令和 7 年 10 月 20 日

博多区選挙管理委員会委員各位

博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 及び
第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第 2 号）第 14 条第 1
項第 4 号の規定により、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議を市長と行ったこと
について、福岡市区選挙管理委員会規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告しま
す。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会
において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の 2 の規定によ
る協議
- (5) 自治法第180条の 3 の規定による協議
- (6) 自治法第180条の 4 第 2 項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の 7 の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第 4 号から第 7 号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議におい
てこれを委員会に報告しなければならない。